

黒海の USV 戦闘が問いかけるもの

— *Delegation of authority is possible; delegation of responsibility is not* —

作戦法規研究室 2等海佐 大地 健

はじめに

ウクライナ海軍は、2026 年 9 月 12 日、黒海において自軍の無人水上艇（USV）「Sargan-3000」がロシアの USV を撃破したと発表した。海軍専門メディア Naval News は、これを USV 同士による史上初の戦闘と報じている¹。報道によれば、ウクライナ国防省情報総局が目標を探知し、Sargan-3000 が遠隔操作式の 12.7mm 機銃で射撃を加えた結果、爆薬を搭載した自爆型とみられるロシアの Orcan 型 USV は沈没したという。もっとも、ロシア側の発表は確認されておらず、本稿の記述はウクライナ側の発表と公開情報に依拠している。

本稿では、この記事に接して筆者が抱いた所感を、海戦法規（Law of Naval Warfare）の観点から述べてみたい。一読してまず感じたのは、本件は戦術的には画期的な出来事であるものの、少なくとも直ちに新たな法的難問を突き付けるものではない、ということである。

1 USV の法的地位

USV は「軍艦」（warship）なのか、それとも「害敵手段」（means of warfare）にすぎないのか。この点はなお決着を見ておらず、議論の実益も失われていない。主権免除や航行の権利を享受し得るか、臨検・拿捕といった海戦法規上の交戦権（belligerent rights）を行使し得るかは、その法的地位いかににかかっているからである。

ニューポート・マニュアル第2版は、旗国が軍艦として指定し、その名称が軍艦の名簿に記載されていれば、無人の艦艇も軍艦たり得るとし、指揮官や乗員が艦上にあることを要しない²。さらに、同マニュアルは、船舶として運用される無人海洋システム（UMS）を、機雷及び魚雷その他の使い捨ての武器とは区別している³。この基準によれば、自爆型の Orcan は使い捨ての武器に、回収して繰り返し使用する Sargan-3000 は船舶として運用される UMS に分類し得る。一口に USV といっても、法的性質を異にするものが混在しているのである。

¹Військово-Морські Сили ЗС України (Telegram, 12 September 2026) <https://t.me/ukrainian_navy/22284> accessed 7 October 2026; H I Sutton, 'World's First Naval Drone Duel Results In Ukrainian Success' (Naval News, 12 September 2026) <<https://www.navalnews.com/naval-news/2026/09/worlds-first-naval-drone-duel-results-in-ukrainian-success/>> accessed 7 October 2026.

²Newport Manual Expert Group, 'Newport Manual on the Law of Naval Warfare, Second Edition' (2025) 105 International Law Studies 1, § 3.2.1 <<https://digital-commons.usnwc.edu/ils/vol105/iss1/1/>> accessed 7 October 2026. 初版の邦訳として、海上自衛隊幹部学校作戦法規研究室訳「海戦法に関するニューポート・マニュアル（日本語版）」『海幹校戦略研究』特別号（通巻第31号）（2026年3月）、https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/index.html?c=ssg&id=ssg2026_03（2026年10月7日最終閲覧）。

³Newport Manual Expert Group (n 2) § 3.3. オスロ・マニュアルも、UMS を「通常は回収可能な」（normally recoverable）機器（craft）と定義している。Yoram Dinstein and Arne Willy Dahl, *Oslo Manual on Select Topics of the Law of Armed Conflict: Rules and Commentary* (Springer 2020) r 46(a) <<https://doi.org/10.1007/978-3-030-39169-0>> accessed 7 October 2026.

もっとも、攻撃対象の法的評価に関する限り、この区別が結論を左右することはない。軍艦をはじめとする適法な軍事目標（military objective）は、有人・無人の別を問わず攻撃の対象となる⁴。爆薬を搭載して港湾や艦艇に向かう USV は、その法的地位がいずれであれ、軍事目標に該当する。

2 遠隔管制による攻撃

より切実なのは、当該システムが海戦法規にのっとって運用されているか否かである。報道による限り、本件では人間が目標を探知し、遠隔管制によって射撃を行っている。目標が軍事目標に該当するとの判断を下したのは人間であり、その結果について責任を負うべき者も指揮系統の中に存在する⁵。地位をめぐる議論がいかに決着しようとも、この条件が満たされている限り、攻撃の適法性は既存の海戦法規に照らして評価することができる。

遠隔管制の武器は、引き金を引く者と銃との距離を延ばしたにすぎない。艦橋から砲塔に射撃を命じることと、遠隔指揮所から USV の機銃を管制することとの間に、法的な差異はない。攻撃対象が軍事目標であり、かつ、その確認に必要な措置がとられていなければならないという要件は、いずれの場合にも等しく該当する⁶。撃ったのは機械⁷ではなく、人間である。

3 潜水艦という先例

それでは、通信の常時維持が困難な環境において、交戦の瞬間に人間が関与し得ない場合はどうか。かつて潜水艦の艦長を務めた者として、一つの問いを提起したい。深海で潜水艦同士が相まみえる場合と、法的に何が異なるのか。

海洋においては部隊との通信が常時確保されるとは限らない。それゆえ各国の海軍は古来、事前に命令及び ROE（交戦規則）を付与した上で部隊を出撃させてきた。上級指揮官が交戦の瞬間を直接認識することはなかった。しかしながら、部隊を出撃させた者として、責任は上級指揮官にも及んだ⁸。

新兵器が現れる都度、同じ問いは繰り返されてきた。潜水艦がそうである。姿を見せずに攻撃するこの新兵器を英国は強く警戒し、戦間期の軍縮会議でその全廃を唱えた。しかし潜水艦は禁止されなかった。1930 年のロンドン海軍条約が求めたのは、商船に対

⁴Newport Manual Expert Group (n 2) § 8.6.1（敵の軍艦及び海軍補助艦について）。

⁵James Kraska, 'Command Accountability for AI Weapon Systems in the Law of Armed Conflict' (2021) 97 International Law Studies 407, 445–46 <<https://digital-commons.usnwc.edu/ils/vol97/iss1/22/>> accessed 7 October 2026; Takeshi Ochi [Ohchi], 'The Operation of Unmanned Maritime Systems in the Maritime Domain and Their Legal Considerations' (2024) XV Międzynarodowe Prawo Humanitarne 13, 43–45 <https://mph.amw.gdynia.pl/wp-content/uploads/2026/02/MPH_XV_popr.pdf> accessed 7 October 2026.

⁶Ochi (n 5) 40–43.

⁷本稿にいう「機械」とは、人間と対比する意味で用いる語であり、遠隔管制される武器から、人工知能（AI）を用いて自律的に作動するシステムまでを広く含む。

⁸例えば、ニュルンベルク国際軍事裁判所は、作戦区域内で中立国船舶を無警告で撃沈せよとの命令を、これを発したデーニッツ自身の違反と認定した（ただし、量刑の根拠とはしていない）。Cameron Moore, 'RMS Lusitania' in David Letts and Rob McLaughlin (eds), *Maritime Operations Law in Practice: Key Cases and Incidents* (Routledge 2023) 151, 163–64. 判決原文として、International Military Tribunal (Nuremberg), Judgment (1 October 1946) <<https://avalon.law.yale.edu/imt/juddoeni.asp>> accessed 7 October 2026.

する行動について、水上艦艇と同じ規則に従うことであった⁹。海戦法規に従う限り、新兵器も排除されない。1937年に海軍省が部内に配付した『戦時国際法規綱要』も、潜水艦は艦艇の一種にすぎず、戦時法規の遵守に例外は認められないとしている¹⁰。

4 責任の所在

もとより、潜水艦と自律型の UMS との間には違いがある。潜水艦には艦長が乗り組み、交戦の際に自ら目標を識別し、攻撃を決定する。これに対し、自律型 UMS では、その判断の一部が、あらかじめ設定された条件等に委ねられる。それゆえ、UMS を出撃させる指揮官には、当該システムが何を識別でき、何を識別できないのかを把握した上で、任務、海域及び時間を限定することが求められる¹¹。交戦の判断を機械に委ねる度合いが高まるほど、これを出撃させる側の判断は重みを増す。責任の所在が変わるわけではない。判断の重心が、交戦の現場から出撃前の段階へと移るのである。

もっとも、人が乗り組んでいれば誤りが生じないとは断言できない。1945年4月、米潜水艦は、安導券¹²を与えられていた阿波丸を撃沈した。阿波丸の安全通航を米国が認めた旨を伝える電報は艦内に届いていたが、艦長の目に触れていなかった。そのため、艦長は軍法会議で過失を認定され、米国は撃沈の責任を認めた¹³。有人であれ無人であれ、誤りは生じ得る。問われるのは、その誤りについて誰が責任を負うのかである。

おわりに

船舶であれ武器であれ、海戦法規にのっとり、最終的に人間が責任を負い得る形で運用されていれば足りる。USV 同士の戦闘は確かに交戦の新たな形態であるが、これを評価する基準までが新しくなったのではない。問われるのは、今も昔も、指揮官の責任である。たとえ権限を委任したとしても、責任の所在は変わらない。

なお、本稿は報道に接しての法的な所感を述べたにとどまる。事実関係の精査を含め、より詳細な分析は別稿に譲りたい。最後に、かつて拙稿に記した一文を掲げて、結びとする¹⁴。

— *Delegation of authority is possible; delegation of responsibility is not* —

(本稿に示された見解は執筆者個人のものであり、日本政府、防衛省又は海上自衛隊の見解を表すものではない。)

⁹International Treaty for the Limitation and Reduction of Naval Armament (signed 22 April 1930, entered into force 31 December 1930) 112 LNTS 65, art 22.

¹⁰海軍大臣官房『戦時国際法規綱要』（第4版、1942年〔初版1937年〕）77-78頁（「潜水艦モ、艦艇ノ一種ニ外ナラザルヲ以テ、他ノ艦艇ト同一ノ基礎ノ上ニ於テ行動スベキモノニシテ、戦時法規ノ遵守ニ付テモ別段ノ例外ヲ認め得ザルモノトス」）。

¹¹Kraska (n 5) 446.

¹²安導券 (safe conduct) とは、交戦国が敵国の船舶に対し、特定の航海について攻撃も拿捕もしない旨を保証することを用いる。

¹³Richard G Voge, 'Too Much Accuracy' (1950) 76(3) US Naval Institute Proceedings <<https://www.usni.org/magazines/proceedings/1950/march/too-much-accuracy>> accessed 7 October 2026; Agreement between the Government of the United States of America and the Japanese Government for Settlement of the Awa Maru Claim (signed and entered into force 14 April 1949) TIAS 1911 <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/htmls/A-S38\(3\)-233.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/htmls/A-S38(3)-233.html)> accessed 7 October 2026.

¹⁴Ochi (n 5) 44.